

平成29年度 社会福祉法人 桜井市社会福祉協議会 事業計画

I 基本方針

少子高齢化の進展、地域社会や家族の変化に伴い、高齢者の置かれている状況やライフスタイルは、大きく変化しています。

また、経済情勢や雇用環境の厳しさも相まって社会的孤立の問題、経済的困窮や低所得者の問題、権利擁護の問題など地域における生活環境は深刻化し、市民ニーズは益々多様化しています。

このような中、社会福祉協議会は、地域福祉を進める担い手として、改めて、その存在と役割を発揮することが求められています。

介護保険制度改正による地域包括ケアシステムの推進や、新たな総合事業に対しては、地区社会福祉協議会を基盤に、共助社会の活動を発展させ地域包括支援センターとも連携し、住民主体の地域福祉活動を推進していきます。

また、福祉サービス利用者の自立支援のため良質かつ適切な各種サービスの提供に努めます。

社会福祉法人制度の見直しに伴い、経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上、地域における公益的な取組など制度改正の動向に注視し、適切に対応していきます。

平成28年8月より、社会福祉協議会の事務所機能と一部事業所が桜井市保健福祉センター「陽だまり」に移転し、医療・福祉の拠点施設として行政関係部署が集約されることにより、市と一層連携強化を図り、子育て支援、地域福祉の充実、地域包括ケアの推進など、子どもから高齢者まで安心して暮らせるまちづくりを目指します。

II 重点項目

1. 地域福祉活動の推進

介護保険制度改正に伴う総合事業への移行を踏まえ、地域福祉活動の推進組織である地区社会福祉協議会の活性化を図り、地域福祉委員及び自治会や民生児童委員連絡協議会との連携を深め、地域住民の主体的な見守りや、ふれあいサロン活動を支援します。

また、日常生活の支援が必要な高齢者には、生活支援サービスを充実・強化するため生活支援コーディネーターと連携し、生活支援員の育成など地域での支え合いの体制づくりを推進します。

2. ボランティア活動の推進

ボランティア情報の収集・提供・相談等の活動支援や啓発・育成に努め、ボランティアセンターの活性化を図るとともに、ボランティア活動を推進します。

また、生活支援や介護予防の担い手となるボランティアの人材養成に努めます。

3. 福祉サービス利用者の自立支援

介護保険制度や障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）及び児童福祉法による各種事業利用者の自立支援のための質の改善を図り、平成29年4月から始まる総合事業に良質なサービス提供が対応できるよう努めます。

また、福祉サービスだけでは解決できない福祉的な課題や生活課題にも対応できるよう社協内の部門間の連携強化を図ります。

4. 福祉ニーズの把握と広報の充実

相談事業や地域福祉活動、また地域ケア会議を活用し地域の福祉ニーズや、共通課題の把握に努めるとともに、ホームページ及び広報紙の内容を充実し、より広く多くの方々に福祉関連の情報を提供できるよう広報活動の強化を図ります。

5. 社会福祉協議会の運営基盤の強化

社会福祉協議会をとりまく厳しい財政状況に対処するため、自立的経営を促進し、経営組織や運営基盤の強化方策を検討し、補助財源及び自主財源の適切な確保と効率的な運営に努めます。

また、平成29年4月より施行されます社会福祉法人制度の見直しにも適切に対応できるよう努めます。

6. 指定管理制度により受託した施設の適切な管理運営

平成29年度より3ヵ年受託しました桜井市高齢者総合福祉センターの効率的な管理運営に努めます。

拠点区分名	内 容	時期・実施回数 (予定)
<p>1. 法人事業</p> <p>(1) 法人運営事業</p> <p>① 理事会の開催</p> <p>② 評議員会の開催</p> <p>③ 役員研修の実施</p> <p>④ 社会福祉活動功労者表彰式の開催</p> <p>(2) 給食サービス事業 (桜井市)</p> <p>(3) 善意銀行事業</p>	<p>○ 会務の円滑な運営方針を明確にし、事業活動を展開していくため開催 (理事 10 名・監事 2 名)</p> <p>○ 会務の円滑な運営方針を明確にし、事業活動を展開していくため開催 (評議員 34 名)</p> <p>○ 社協運営のあり方や果たすべき役割について研修</p> <p>○ 地域福祉の増進に尽力された方々の顕彰</p> <p>○ 大福校区給食サービス推進協議会が主となり、老人会やボランティアの協力により、大福小学校区の食事の調達が困難な 65 歳以上のひとり暮らし、寝たきり、虚弱、障害者、老人世帯を対象に、食生活の改善指導と安否確認など目的としたサービス</p> <p>○ 住民の善意の預託を受け、災害見舞金及び役員会において決定した社会福祉活動(事業)を目的とする団体等に払出し、指定預託については、寄付者の意向に沿って払出しを行う</p>	<p>年 2 回以上開催 平成 29 年 5 月 平成 30 年 3 月</p> <p>年 2 回以上開催 平成 29 年 5 月 平成 30 年 3 月</p> <p>年 1 回</p> <p>平成 29 年 9 月</p> <p>毎月 3 回 (配食 2 回、会食 1 回) 自己負担有</p>
<p>2. 地域福祉事業</p> <p>(1) 地域福祉事業</p> <p>① 心配ごと相談</p> <p>② 物品の貸出し</p> <p>③ 地域福祉活動のコーディネート</p> <p>④ 小地域福祉ネットワーク活動の推進</p>	<p>○ 日常生活を営むうえで抱えるさまざまな悩みごとについて、民生児童委員を主体とする相談員が適切な助言、援助を行う</p> <p>○ 地域福祉やボランティア等を目的とした活動を支援するため、サロン用器具・ボランティア機材や車椅子の貸出しを行う</p> <p>○ 地域福祉活動コーディネーターを置き、地域住民による福祉のまちづくりの企画立案の調整や相談・援助活動を行う</p> <p>○ 地域ケア会議において、地域の福祉課題やニーズを把握し、住民相互の助け合い活動をとおして、助け合いの組織づくりを進めるとともに、地域でのふれあいサロン活動を支援</p>	<p>毎週木曜日</p>

拠点区分名	内 容	時期・実施回数 (予定)
<p>⑤ 地域福祉委員研修会の開催</p> <p>⑥「社協だより」の発行</p> <p>⑦ 福祉サービス利用援助事業 (地域福祉権利擁護事業) (県社協受託事業)</p> <p>(2) 共同募金事業</p> <p>① 共同募金活動への協力</p> <p>② 共同募金の配分</p> <p>③ 歳末たすけあい募金の配分</p> <p>(3) 生活福祉資金貸付事業 (県社協受託事業)</p>	<p>○ 住民主体の地域福祉を推進する市内小学校区地区社会福祉協議会活動への支援</p> <p>○ 地域福祉委員の研修会の開催</p> <p>○ 社協事業及びボランティア活動への市民の理解と協力を得るため、地域住民が必要としている福祉情報を適時提供(全世帯)</p> <p>○ 判断能力が不十分な高齢者や障害者などへの福祉サービスの利用援助や日常生活上の金銭管理などの援助を行う</p> <p>○ 地域福祉活動の展開を図るうえで主要な財源を安定して確保するため、共同募金運動を積極的に推進する</p> <p>○ 住みよい地域づくり支援事業では、市内の福祉活動資金の助成を公募し配分を行う</p> <p>○ 市内小学校区地区社会福祉協議会活動への助成を行う</p> <p>○ 市内の福祉施設や福祉団体の事業に、歳末見舞金として配分を行う</p> <p>○ 低所得世帯の自立のため、必要な資金の貸付けや相談、指導を行う</p>	<p>年3回発行 (7月、10月、3月)</p> <p>平成29年4月</p> <p>平成29年12月</p>
<p>3. ヘルパーサービス事業</p> <p>(1) 訪問介護事業 [ヘルパー・ステーションれいんぼー]</p> <p>① 訪問介護 (介護予防訪問介護)</p> <p>② 訪問型サービスA</p>	<p>○ 介護支援専門員が作成する居宅(介護予防)サービス計画に沿った訪問介護(予防訪問介護)計画に基づき入浴、排泄、食事の介護その他生活全般に亘る援助を行う</p> <p>○ 桜井市総合事業における介護予防・生活支援サービス事業として訪問型サービスA「予防型身体ヘルプ」「生活援助ヘルプ」のサービスを実施し、軽度の要支援者に対し必要な援助を行う</p> <p>○ サービスの質の確保、職員間の連携強化を図るため、事業所内研修としてヘルパー全体ミーティング及び利用者毎のケア会議を開催</p>	

拠点区分名	内 容	時期・実施回数 (予定)
<p>(2) 障害者介護事業 [ヘルパーステーションれいんぼー]</p> <p>① 居宅介護事業</p> <p>② 重度訪問介護事業</p> <p>③ 同行援護事業</p> <p>④ 移動支援事業</p> <p>(3) 居宅介護支援事業 [居宅介護支援事業所れいんぼー]</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護サービスに関する情報交換や事業所間の連携を図るため、桜井市事業所連絡会及び訪問介護部会に参加 ○ 地域の将来におけるマンパワー育成のため実習生の受け入れを行う ○ 居宅介護サービス計画書に基づき入浴、排泄、食事その他生活全般に亘る援助を行う ○ 重度訪問介護サービス計画書に基づき、常に介護が必要な重度の障害者に対して、入浴、排泄、食事の介護、経管栄養、その他生活全般に亘る援助を行う ○ 同行援護サービス計画に基づき、視覚障害者が外出する際に必要な視覚的情報の支援や、外出先における排泄、食事の介助等を行う ○ 屋外での移動に困難のある障害者の、地域での自立生活及び社会参加を目的に外出の支援を行う ○ サービスの質の確保、職員間の連携強化を図るため、事業所内研修としてヘルパー全体ミーティング及び利用者毎のケア会議を開催 ○ 地域の将来におけるマンパワー育成のため実習生の受け入れを行う ○ 介護保険サービスの利用に当たり、利用者の情報を収集、解決すべき課題を把握し、居宅(介護予防)サービス計画を作成、必要なサービスの調整及びモニタリングを行う ○ 桜井市総合事業における介護予防ケアマネジメントとして利用者の生活機能の維持、向上を目指し、介護予防ケアプランを作成、必要なサービスの調整及びモニタリングを行う ○ 関係機関と連携し、情報交換を行い、課題解決に向け必要な支援を行う ○ 自治体から委託を受け、要介護認定訪問調査を行う 	

拠点区分名	内 容	時期・実施回数 (予定)
<p>(4) 地域密着型通所介護事業・介護予防通所介護事業 [デイサービスセンターれいんぼー]</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護に関する相談支援を行う ○ 介護サービスに関する情報交換や事業所間の連携を図るため、桜井市事業所連絡会に参加 ○ 要介護者や要支援者に対する日常生活訓練、レクリエーション活動、入浴サービスや送迎サービス等の実施 	
<p>4. 障害福祉サービス事業 (1) 障害福祉サービス事業 [障害福祉サービスセンターあゆみ]</p> <p>(2) 児童発達支援事業 [児童発達支援事業所かほり学園]</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 常に介護を必要とする人に、通所による機能訓練、排泄・食事の介助、入浴、送迎等の各種サービスを提供する ○ 創作的活動は、組みひも・陶芸・木工・フラワーアレンジメント等講師・ボランティアと共に活動する ○ 社会適応訓練は、パソコン教室・美容講習・お話し・音楽・調理実習・おやつ作り等、講師・ボランティア・スタッフと活動する ○ 障害者の啓発・交流を兼ね、市民体育大会等の参加や、地域の小学校との交流を行う ○ 季節を感じる外出(いちご狩り・花見)、買い物等の外出・外食を、お誕生日会を兼ねて行う ○ 介護タクシーを利用して、家族と少人数での遠出(大阪・奈良等の観光地)を実施する(利用者2人と、その家族・スタッフ2人) ○ 保護者と通園できる就学前の支援の必要な子どもを対象に、子どもには様々な活動を通じて情緒の発達を促し、保護者には子どもに応じた関わりを助言するなど、保護者と共に考えていく ○ ポーテージプログラムによる個別や小グループでの活動では、個々や年齢別の発達段階に応じた課題を設け、発達を促していく ○ 音楽療法士の指導のもとに、色々な楽器や音にふれることで、音楽を通して心身に刺激をあたえ、発語を促す ○ アニマルセラピーでは、訓練士に指導された犬とふれあい、子どもたちの周囲への関心が広 	<p>季節の良い頃 月1回</p>

拠点区分名	内 容	時期・実施回数 (予定)
	<p>がり、優しさと思いやりを促していく</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 描く、こねる、貼る、作るなどの活動を通して指先の微細運動から刺激を与え、造る楽しさを促していく ○ 正月、節分、お雛様、お月見、クリスマスなどの季節の行事を取り入れ、その行事にあったクッキングや催しを行う中で、食に興味を持つことや季節を感じることを、また各家庭同士の交流を育んでいく ○ 農園活動を通じ、土を触り、いちご・さつまいも、夏野菜、チューリップ、あさがおなどの種や苗を植え、水をやり、収穫し料理をする中で、自然の変化への気づきや食に興味をもち、食べられる食材が増えるなどの効果が見られる ○ 保護者との分離日を設け、自分でできることを広げ、仲間とのかかわりを深めていけるよう促す 	
<p>5. 受託事業 (1) 相談支援事業 [相談支援事業所「こころ」]</p> <p>(2) 地域活動支援センター事業 [地域活動支援センター「こころ」]</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者等が自立した日常生活が送られるように、相談支援、情報の提供等必要な支援を行う ○ 障害者総合支援法のサービス利用に基づく、障害支援区分の認定調査の実施 ○ 市内に居住する精神障害者保健福祉手帳所持者で、統合失調症の方を対象とする交流や勉強会等(ほっと・スペース)を開催する ○ 特定相談支援事業の指定を受け、障害者総合支援法に基づくサービス等利用計画書の作成及びモニタリングを行う ○ 精神障害の方が、個々に活動内容を考えながら過ごすことができる居場所を提供しつつ、継続して自立した生活が可能となるように専門的な相談支援を行う ○ 精神障害をはじめとする障害に対する理解を推進するための啓発、並びに地域におけるボランティアの育成等の事業を行う ○ 精神障害当事者活動の組織化、並びに家族活動の組織化のための支援を行う 	<p>月 1 回 (第 3 水曜日)</p>

拠点区分名	内 容	時期・実施回数 (予定)
6. 指定管理事業 (1) 高齢者総合福祉センター事業 [桜井市高齢者総合福祉センター]	○ 高齢者のいきがづくりと健康づくりを推進する拠点施設として、各種の事業展開と効率的な施設運営を図る	管理期間：平成 29 年度～平成 31 年度